

事業用等	点検	レ	交換	×	締付	T
	修理	△	清掃	C		
	分解	○	調整	A	給油	L

# 点検整備記録簿

## 3か月点検整備

依頼者の氏名又は名称 住 所	車名及び形式		自動車登録番号又は車両番号
	原動機の形式	初度登録年度又は初度検査年	車台番号

### 点検の結果及び整備の概要

#### ■ かじ取り装置

- ロッドとアーム類の緩み、がた、損傷(※1)
- ナックルの連結部のがた(※1)
- パワー・ステアリング装置のベルトの緩み、損傷
- パワー・ステアリング装置の油漏れ、油量(※1)

#### ■ 制動装置

- ブレーキ・ペダルの遊び、踏み込んだときの床板とのすき間
- ブレーキのきき具合
- 駐車ブレーキ機構 引きしろ
- 駐車ブレーキのきき具合
- ホースとパイプの漏れ、損傷、取付状態
- リザーバ・タンクの液量
- ブレーキ・チャンバのロッドのストローク
- ドラムとライニングとのすき間
- シューの摺動部分、ライニングの摩耗(※1)
- ディスクとパッドとのすき間(※1)
- パッドの摩耗(※1)
- センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み
- センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間

#### ■ 走行装置

- タイヤの状態(※1)空気圧、亀裂、損傷、溝の深さ、異常摩耗
- ホイール・ナット、ホイール・ボルトの緩み
- フロント・ホイール・ベアリングのがた(※1)

#### ■ 緩衝装置

- リーフ・サスペンションのスプリングの損傷
- エア・サスペンションのエア漏れ
- エア・サスペンションのベローズの損傷(※1)
- エア・サスペンションの取付部、連結部の緩み、損傷(※1)
- ショック・アブソーバの油漏れ、損傷

#### ■ 動力伝達装置

- クラッチ・ペダルの遊び、切れたときの床板とのすき間
- クラッチの作用
- クラッチの液量
- トランスミッション、トランスファーの油漏れ、油量(※1)
- プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト連結部の緩み(※1)
- デファレンシャルの油漏れ、油量(※1)

#### ■ 電気装置

- 点火プラグの状態(※1)
- 点火時期
- バッテリのターミナル部の接続状態
- 電気配線の接続部の緩み、損傷

#### ■ 原動機

- エア・クリーナ・エレメントの状態(※1)
- 低速及び加速の状態
- 排気の状態
- 潤滑装置の油漏れ
- 燃料装置の燃料漏れ
- 冷却装置のファン・ベルトの緩み、損傷

#### ■ エグゾースト・パイプ及びマフラー

- 取付けの緩み、損傷(※1)

#### ■ エア・コンプレッサ

- エア・タンクの凝水

#### ■ 高圧ガスを燃料とする燃料装置等

- 導管、継手部のガス漏れ、損傷

#### ■ 車枠及び車体

- 非常口の扉の機能
- 車枠、車体の緩み、損傷
- シャシ各部の給油脂状態
- スペアタイヤ取付装置の緩み、がた、損傷(※2)
- スペアタイヤの取付状態(※2)
- ツールボックスの取付部の緩み、損傷(※2)

#### ■ その他

- シャシ各部の給油脂状態

記事(主な交換部品、測定結果等)

(測定結果)

●CO,HG濃度(アイドリング時)

CO %

HC ppm

整備主任者の氏名

点検の年月日

年 月 日

整備完了年月日

年 月 日

点検(整備)時の総走行距離

km

注) (※1)印の箇所は、自動車検査証の交付を受けた日または前回の点検を行った日以降の走行距離が3ヶ月当たり2000km以下の自動車については、行わないことができる。

(※2)印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

スペアタイヤ取付装置に係る点検については、スペアタイヤを取り外して行います。なお、トランクルームに搭載されているスペアタイヤについては、取付装置がないため、点検の対象外となります。